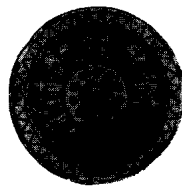


和泉古典叢書 3

工藤重矩
校注

後撰和歌集



和泉書院

後撰和歌集

一九九二年九月三十日 初版第一刷発行 ©

校注者 工藤重矩

北九州市戸畑区天籟寺二一七一六（二八〇四）

発行者 廣橋研三

発行所 和泉書院

大阪市天王寺区上汐五―三―八（二五四三）
電話〇六七二二四六七 振替大阪七一五〇四三

写植 コトブキ企画・大阪書籍

印刷所 明新印刷

製本所 小幡製本

工藤重矩
くどうしげのり

昭和二十一年 大分県に生れる。

九州大学文学部卒業。

現職 福岡教育大学教授

著書論文『金葉和歌集詞花和歌集』

（平一・岩波書店、詞花集担当）「二

夫一妻制としての平安文学」（『文学』

昭63・10）等

凡 例

- 一 底本には、天福二年書写の定家本を透き写しにした国立歴史民俗博物館蔵本（高松宮旧蔵）を用いた。
- 二 本文の整定は次の方針によった。
 - (1) 仮名遣いは歴史的仮名遣いに改め、底本の仮名遣いを（ ）で傍記した。
 - (2) 底本の躍り字は通常の文字に改め、躍り字は（ ）で傍記した。
 - (3) 漢字・平仮名の区別は底本のまゝを原則としたが、助動詞・助詞等の「也」「哉」等の漢字は平仮名に改め、底本の漢字を（ ）で傍記した。
 - (4) 読解の便宜により、濁点を打ち、詞書には読点を施した。
 - (5) 底本にある勘注は本文の中には記さず、人物に関するものは「人名索引」に収め、本文・語句に関するものは頭注・補注で触れた。但し、巻末の識語・勘物は省略した。
- 三 歌番号は『新編国歌大観』の番号と一致する。
- 四 頭注は、語注、▽大意、※趣意・参考歌等を記した。※の項及び語注には多く和歌を引いたが、本歌・本歌取から単なる語例まで、意図はさまざまである。一々は説明していないが、宜しく判断されたい。補注では他本との異同にも触れたが、他本の本文は、解題の「伝本」の章に掲げた影印本や翻刻に拠った。
- 五 付録として、「他出文献一覧」「作者詞書人名索引」「和歌初句索引」を付した。

解題

成立事情

撰集開始 撰集開始時期は、『本朝文粹』所収の源順作「侍中亞將為撰和歌所別当御筆宣旨奉行文」等によって、天曆五年（九五二）十月晦日とされている。しかし、侍中亞將（藏人少將）藤原伊尹が撰和歌所別当に補せられた日を撰集開始の日とみなすならば、その日は十月晦日ではない。細かなことではあるが、資料の読解という基本的問題を含むので、まずこの事について述べる。その「奉行文」は次のごとくである。

左親衛藤原亞將者、當世之賢大夫也。雄劍在腰、拔則秋霜三尺、雌黃自口、吟亦寒玉一声。逮于跪彼仙殿之綺筵、衡此宸筆之綸命、天下弥知、忠鯁不撓、艷情相兼之臣。昔、雖柿本大夫振英声於万葉、華山僧正馳高於片雲、而只伝人間之虚詞、未賜聖上之真跡。見今思古、渺矣希矣。于時、天曆五年、歲次辛亥、玄英初換之月、朱草將尽之時也。 年月日

末尾の日付は空白になっているが（この「年月日」は本来不要のものである、後人の付加であろう）、玄英初換之月は十月のこと、朱草將尽之時は晦日のこと。従つて、奉行文が天曆五年十月晦日に書かれたことは疑いないが、その日は宣旨を賜つた日ではないであらう。

なお、この「奉行文」を宣旨そのものと理解する考えもあるが、それは誤りである。伊尹が賜つたのは宸筆の宣旨であつて源順の文章ではない。文案は他の者で筆跡のみ天皇のものとしても、文案の起草は通常内記の職掌であり、一学生の源順が関与することはない。このことのみからでも「奉行文を真跡をもつて下された」（岸上慎二）後撰集か

ら拾遺集へ』『講座日本文学中古Ⅰ』昭四三年) というような解釈はできない。また、この「奉行文」は「奉行文」という公的な印象を与える語の存在にもかかわらず、私的な文章である。左近衛少将を「左親衛亞将」と表現したり、日付を年月日でなく「歳次辛亥…」と記したりすることは、公式文書では決してしない。そのような表現を用いているのは、これは私的な文学的な文章だからである。

順の文章を見てみると、「彼の仙殿の綺筵に跪き此の宸筆の綸命を銜おくるに逮およびては、天下弥々忠鯁お撓まず艶情相兼ねるの臣なるを知れり」とあるから、既に宣旨を奉じて後に書かれたものとわかる。では、いつか。

『順集』117に次のような詞書と歌がある。

天曆五年、宣旨ありて、やまとうたをえらぶところなしつばにおかせ給、古万葉集よみときえらばしめ給なり、めしおかれたるは河内掾清原元輔、近江掾紀時文、讃岐掾大中臣能宣、学生源順、御書所預坂上茂樹らなり、藏人左近衛少将伊尹を其のところの別当にさだめさせ給ふ、かみなづきのつぎへ、いはく、かみなづきかぎりと思ふもみぢばのとあり、おのおのうたをたてまつるに

神無月はてば紅葉もいかなれや時雨とともにふりに降るらん

ここに記されていることは、「神無月限りと思ふ」「神無月果てば」などから、十月晦日のことで、「朱草将尽之時」と同じ日のことと考えてよい。『順集』では、五人を召す宣旨があつて、同時に伊尹を別当と定め、同日にこの歌が詠まれたという印象をうける。確かに、宣旨の下つたその日に伊尹の許で宴があり「奉行文」も作られたと考えられなくもないが、別当の宣旨が下つたその日に、召人五人全員が集まつて宴を行なつたとは考えにくい。

撰和歌所の開設を太政官の事務手続という面からみると、伊尹が別当に任ぜられた日が撰集事業の開始日ということになるが、その後に召人および事務担当者(開闔と称される役など)の人選、諸備品の調備などがあり、その後に実際の編集作業が始まる。「所」の人事は藏人所の管轄であるから、召人の人選も伊尹が前以て心づもりしておい

たかもしれないが、正式に召されるのは伊尹の任別当後である。それも各人が本官を有しているので（散位であつても同じだが）、撰和歌所に召すには太政官の官符が必要である。他の例では、康保三年（九六六）の日本紀講書の場合、八月十三日から始まる講書の召人に対して八月五日付で外記に官宣旨が下され、同日付で散状（各召人に回覧し各人は「奉」字を加署する通知状）が出されている（類聚符宣抄）。講書の召人は恒常的に勤務するものではないが、それでも八日前には通知されている。元輔の河内掾、能宣の讃岐掾、時文の近江掾が現地に赴任していたのか、通任であつたのか、判然としないが、現地に赴任していたとすれば、国衙に官符が下され、本人が京へ帰着するまでに要する日時は旬日を下るまい。

このようにして五人の召人がそろい、十月晦日となつた。この日は所始めの日、現代風に言えば開所式の日だつたのではなからうか。この日、伊尹から召人たちに対し、詔を奉じて撰集を開始する旨の仰せがあり、その後に酒宴が催されたのであろう。「順集」の歌はその時の詠であり、詞書はその間の事情を一括して記したのであるような形になつたのであろう。「奉行文」もその時、伊尹を称えて作つた。だから、伊尹を賛美して甚だ文学的なのである。

右のごとくであれば、任別当即ち撰集の宣旨は晦日より以前、おそらくは十月初めの頃であらうか。従来の考えは「奉行文」の性格の考察において不明確なところがあり、そのために伊尹が別当となつた日と奉行文が書かれた日とを混同していたようである。なお、「奉行文」というのは、そのような形式の公文書があるのではなく、詔を奉行するのを叙した文というほどの意であらう。

「禁制文」をめぐつて 撰集に関するいまひとつの重要な資料に、同じく源順の作で『本朝文粹』に収められる「禁制文」なる文章がある。

禁制闖入撰和歌所事。

右、藏人少内記大江澄景仰云、件所名涉妖艷、実入神秘、振万葉之囊篇、知百代遺美、況乎排昭陽為修撰之处、尋箕裘為寓直之徒、手提水龜、近採青苔之曉露、心恋花鳥、偷嘯紅梨之秋風、事之秘重、不敢出聞、宣禁闖入、各勤所識者。禁制如件。 天曆五年十月日

右の「禁制文」の日付が信じうるなら、天曆五年十月の段階で既に昭陽舍（梨壺）に於て撰集作業が進められており、ある程度の日数の経過をも想定しなければならない。そうすると、十月晦日が所始めの日であるという前述の推察と矛盾する。「十月日」とあっても、「奉行文」と関連させれば、残る十月は三十日しかなく、奥村恒哉氏はそれ故に二つは同日に書かれたとし（『古今集・後撰集の諸問題』風間書房昭四六年、初出昭二六年）、岸上慎二氏は禁制を予防の方策と考えた（『後撰集から拾遺集へ』）。十月はまだ実作業が始まっていない以上、そのようにでも考えざるを得ない。しかし、作業が始まっていないのにこの「禁制文」は奇妙である。

「奉行文」と「禁制文」とが同じ事業についての文章であるなら、最も簡単な解決案は「禁制文」の天曆五年十月という日付を誤りとする事である。元来は「年月日」のように空白であったものを、この直前に置かれている「奉行文」の「天曆五年歲次辛亥英初換之月」に引かれて「天曆五年十月」としてしまったのかもしれない。作者も同じで、内容も後撰集についてであるから、可能性は高いと思う。十月三十日以前に作業が始まっていたと考えることもできるが、「奉行文」や「順集」の書きぶりは、下命後ひどく日数が経過しているとも思えないので、日付の誤記と考えるのが穏やかであろう。

さらには、本文に「偷に紅梨の秋風に嘯く」とあるのは、この季節が秋だったからではなからうか。もしそうであれば、十月は冬であるから、十月という日付はやはり誤りであろう。作業は冬十月に始まって、「禁制文」は翌年の秋、あるいは次々の年の秋に書かれたと推測される。作業がある程度進んで、召人の緊張が緩んできた頃とすると、内容によく合致する。

「禁制文」の性格・目的についての理解は、例えば、藤岡忠美氏は「諸人の出入を禁じた奉行文（禁制文の誤か・工藤注）を発して和歌所を特に保護したり、和歌所の長官に藤原伊尹を任じて彼を優遇する詔命を特に発したりしたのも、後宮側の働きかけと見ないわけにはゆかない」（後撰集の構造―その三、梨壺その女性的契機）『平安和歌史論』桜楓社昭四一年）と述べているし、奥村恒哉氏も「昭陽舎へは余人の入場を禁じられたのである。この様なことは和歌史上全く未曾有のことで、古今集でもこれほどの保護は与えられなかったのである」（上記書）と言う。しかし、「禁制文」を仔細に見ると、必ずしも召人を「保護」したものではないと判断される。

「禁制文」を理解するためにはその全体の構成を知る必要がある。「禁制闖入撰和歌所事」（『撰和歌所』は底本である寛永版本には無く国史大系は真福寺本によって補っているが、元来は無くてよい文字である）とある一行は、標題と呼ばれることもあるが、実はこの一行が「禁制文」の主文である。「みだりに入るを禁制す」と主文を書き、次いで、「右」以下でその理由を説明し、最後に「禁制すること件の如し」と書いて結びとした。理由の部分、「蔵人少内記大江澄景仰云」は終りから五字目の「各勤所識者」まで係る。形式的に言えば、源順の独自の文字は初めの一行と終りの四字のみである。ただし、「仰せて云はく……者」の部分もおそらくは口頭で仰せ伝えられた内容を、順が意を取って文章にしたのであろう。それが殆ど仰せ言である文章を源順の作として収載する所以であらう。

澄景によって伝えられた仰せ言の内容は、枝葉を取り除けば、「事の秘するや重し、敢て闕しきまより出ださず、宜しく闕しきまりに入るを禁じ、各々識る所を勤むべし」にある。つまりは、草稿を持ち出したり、人を入れたりせず、もっと仕事に精励せよ、と言っているのである。撰和歌所に人々の出入りがあり、女性との交渉もあったことは、『元輔集』に「梨壺にて、高内侍の住みはべる曹司の隔てのかみより、餌袋に物いれて藤の花差し結ひて、さし越して侍しに」（2番）「蔵人所はなれてのち、梨壺にて所のをのこども、雨降るに、酒たうべて、ついでに逢いてはべるよし詠み侍りしに」（13番）とあり、『能宣集』にも「梨壺に和歌えらぶとてこれかれ侍るに、傍らなる内侍の局より藤花を

物より打ち越して侍りしかば、なほあらじとて」(16番)とある。隣の曹司に住む内侍が、食物が入っているであろう餌袋と花を隔ての上から送り込んでくると、ほおつてもおけまいということで、元輔も能宣も歌を返す。夏の夜にはまた知友が訪れて酒となる。このようなしどけなさが続いて、作業の遅滞ともなり撰歌の厳正への疑いともなつて、秋に、蔵人澄景を通して譴責を受けることとなつたのであろう。譴責を受けて、源順たちは、これまで出入りしていた人々これからするかもしれない人々に対して、「みだりに入るを禁制す」と撰和歌所への出入りを禁じた。おそらくは撰和歌所の扉にでも貼り付けておいたものであろう。

右のような事情になる禁制文であるから、これを「保護」と解することはできない。後宮が働きかけて禁制文を出させたというのも誤りである。

梨壺という場所 撰和歌所の置かれた梨壺はもとと女御更衣の住む所である。そのような場所で勅撰集の編纂が行なわれたことに特別の意味を持たせようとする考えがある。その代表として藤岡忠美氏の見解(上記論文)を意取つてまとめれば、(1)梨壺には天曆二年まで安子がいた、(2)安子は伊尹と同母兄妹であり、二人の父師輔は政界の第一人者である、(3)師輔・伊尹・安子のつながりが和歌所に梨壺に置かせた、(4)それ故、後宮女性の働きかけによって、後撰集に恋歌が氾濫し女性歌が増えた、という。ほぼ同様の観点から、山口博氏は「藤原氏の政権の私有化は、勅撰集をも私有する結果をもたらしした。撰集の場の前殿より後宮への後退——古今集の御書所から後撰集の梨壺へ——は、その事を明らかに示すものである」(『王朝歌壇の研究村上冷泉円融朝編』桜楓社昭四二年)と、梨壺を『後撰集』の性格の象徴としてとらえている。

この梨壺＝後宮＝女性的＝私的という発想は、『古今集』の撰集場所である「承香殿の東なる所」を内御書所(御書所)と認定し、内御書所＝公的という認識と対比され図式化されて論じられた。藤岡氏は、

内御書所は他の二者（引用者注・御書所と一本御書所）に対して、役柄からいっても最も天皇と密接な関係にあり、建物の場所からいっても最も宮中の中枢部にあった。（中略）そうした場所を選んで古今集の撰集事業は、最初の第一歩から勅撰の名にふさわしい道を踏み出したといえることができる。（中略）後撰集はそうした宮中公定の場所を離れて、後宮の一角たる梨壺にその編集所を移したのである。古今集の先例を捨て内御書所を無視したところに、古今集と後撰集との性格の差異、あるいは天曆における新しい和歌への立場を見出そうとするのは、無理であろうか。

と述べている。梨壺に撰和歌所が置かれたということが、はたしてこのように重大な意味を持つことであろうか。

右の図式には二点の無理がある。一つは、『古今集』の撰集場所を内御書所とし、その内御書所と比較して梨壺の後宮的女性的性格を強調すること。今一つは、梨壺を無条件に女性的と捉えることである。第一の点については、既に熊谷直春氏に、撰和歌所が梨壺に開設されたことを女性的契機や師輔一門の権力に結びつけて意味を持たせて考えるのは妥当な見解とは認めがたい、という指摘もある（『続・梨壺における事業の再検討』『国文学研究』七一集昭五五年）。

『古今集』の編集作業が「承香殿の東なるところ」（貫之集）で行なわれたことは周知の事であるが、『大鏡』は其処を「御書所」だといひ、『袋草紙』は「内御書所」と判断している。「承香殿の東の片庇」に内御書所が在ったからである（拾芥抄）。当時、貫之が御書所預であつたことも、これらの記事を信ずる一因となつたのであろう。しかし、貫之が預を勤めた「御書所」は式乾門の東腋に在つて、「内御書所」とは全く別のものである。内御書所は確かに承香殿の東片庇に在つたが、実は延喜五年当時には未だ内御書所は設置されていなかったと思われる。内御書所の名が記録に現れるのは、管見によれば、延喜十五年が初めてである（北山抄所引御記）。内御書所の仕事は漢籍の書写編集であり、必ず紀伝道出身の優秀な漢学者が任せられた。和歌とは全く関係のない部署である（工藤「内御書所の文人」

『中古文学』二六号昭五五年参照)。「古今集」撰集当時、内御書所という「所」は存在せず、「承香殿の東なる所」は文字どおりの場所、定まった役所の無かったところを仮に撰集所としたのであろう。その後、延喜十何年かに内御書所が設置されたのである。「古今集」の撰集場所は考えられているほどに権威のある場所ではなかった。

そもそも承香殿自体が後宮の一部である。「後撰集」の村上天皇の頃には徽子女王が「承香殿の女御」と称されているが、「古今集」の醍醐天皇の頃には源和子が「承香殿の女御」と称されていた(一代要記)。源和子は延喜六年に常明親王を、七年には式明親王を生んでいるので、編集時にはまさに承香殿に居たのであり、その東の方で「古今集」の撰集作業がなされたのである。

『後撰集』が後宮殿舎である梨壺で撰集されたということは、熊谷氏が「『古今集』の伝統を受けて後宮の梨壺に開設された」と言うとおりであろう。撰和歌所の場所によって、『古今集』Ⅱ公的、『後撰集』Ⅲ私的女性とする図式には根拠がない。

第二点の後宮殿舎の性格について。後宮が私的女性であるということは、一般論としてはそうであろうが、後宮の殿舎は公的行事にも用いられた。最も公的である天皇讓位の儀式において、後宮の殿舎は新旧両帝の御座所となった。その例は宇多天皇退位の時に始まり、その後は代々、弘徽殿、麗景殿、承香殿、宜耀殿、襲芳舎、凝花舎などが適宜使用されている(踐祚部類抄)。延長九年三月二十一日には梅壺において除目の議があつた。このような使用例もさることながら、そもそも『古今集』の時に、貫之・躬恒たちは雷鳴壺(襲芳舎)に召されて酒宴を賜っている。

当時の人々にとって、後宮の殿舎は即ち女性的私的という観念は無かつたであらう。むしろ現代の人々が先入観を持っているのではなからうか。内侍所を中心とする官僚組織としての後宮、后妃およびそれを取りまく女房集団としての後宮、それらと殿舎としての後宮とは同一に扱えないことにも留意すべきであらう。

梨壺と後宮女性 後宮の影響として梨壺女御安子の役割を大きく考える見方が一般である。そのことは前述の考察で根拠の大半が失われたと思うが、安子個人を過大視できないことを別の面から補足する。

『後撰集』に採歌された后妃でそれと名を明示されているのは、(1)嵯峨后 (2)七条后 (3)小八条御息所 (4)京極御息所 (5)近江更衣 (6)中将更衣 (7)三条右大臣の娘の女御 (8)大將御息所 (9)衛門御息所 の九名である。このうち(9)は誰のことか全く不明であるが、他はみな朱雀天皇以前の後妃であり、しかも大部分は既に死没しており、後宮女性として現役はいない。

ところが、天曆五年までの村上天皇の後宮には判明するだけでも七名いたのだが、それと明示しては一首も採られていない。その七名は、(1)安子 (2)述子 (3)徽子女王 (4)莊子女王 (5)計子 (6)正妃 (7)祐姫 である。徽子女王は名の知られた歌人であるし、広幡御息所計子は「あはせたきものすこし」の杳冠歌の逸話で有名である。四条御息所述子にも『村上御集』に歌がある。にもかかわらず、彼女らは一首も採られていない。おそらく、あえて採らなかつたであろう。当代の女御更衣の歌は採用しないという方針だったのではあるまいか。

梨壺に撰和歌所が置かれたということは、それ故、後宮女性たちの直接的影響を招来した、あるいは直接的影響ゆえに梨壺に置かれたということの論拠とはなし難い。恋歌が多いとか、物語적であるとかの特徴は事実であるが、そのことを「梨壺」「安子」と結びつけて考えるのは無理があるというべく、もっと広く時代思潮として把握すべきであろう。換言すれば、時代思潮(時代の好み)を絞り込むときに、梨壺↓後宮↓安子という方向に限定する充分な根拠は無いということになる。この項のこと、佐藤高明氏にも同様の指摘がある(『天曆歌人の資料と研究 研究篇』第一章 ひたく書房昭六〇)。

完成時期 完成奏覧の年次は不明である。奥村恒哉氏は作者名表記を論拠として、天曆九年(九五五)以降天徳二年

(九五八)と認定したが、『古今集・後撰集の諸問題』、片桐洋一氏は、伝本状況からして作者名表記は論拠とできないと主張している(新古典大系『後撰和歌集』解説平2)。山口博氏は、天曆七年十月二十八日に梨壺が菊合に使用されていることを以て、その時までには撰集作業は終っていたのだと推測している(『王朝歌壇の研究 村上冷泉円融朝編』)。「禁制文」の項で触れたごとく、作業は梨壺全体を使っていたのではなく、隔てを置いて隣の局には高内侍がいた。そのことから考えれば、同時に梨壺に皇太后穩子がいることも、菊合に洲浜の置き場所となることもあろう。菊合の時、梨壺は伊尹(撰和歌所別当)の宿所であるとも記されているから(九曆)、むしろ撰集作業継続中とも考えうる。佐藤高明氏は、山口説に拠りつつ、その後に改修があつて、康保三年までには完成したであろうとされる(『後撰和歌集の研究』日本学術振興会昭四五年)。しかし、その根拠とした「再び秘閣に直して御書を撰す」の文は、内御書所で漢籍を書写編集したの意であるから、『後撰集』編集には関係しない。結局、完成時期はなお不明である。完成時期に関する問題点を整理したものとしては、杉谷寿郎「後撰集の成立時期に関する考察」(『語文』六四輯 昭六一年 『後撰和歌集研究』笠間書院に所収)がある。

完成時期と関連して、『後撰集』は奏覧されないままに終った、即ち未完成なのではないかとする見方も、『袋草紙』以来あり、さまざまに論じられている。序文がないこと、古今集との重出歌・集内部での重出歌の存在、歌の分類の厳密でないこと(四季歌の中に恋歌が多い)、詞書の様式が古今集と比べて崩れていること、などが理由として挙げられている。しかし、平安時代から『後撰集』は勅撰集として扱われているから、奏覧はなされたと考えてよいであろう。奏覧されたという立場から見ると、現存の『後撰集』諸本は上記のごとく、いかにも未整理の感が強い。そこで、村瀬敏夫氏は、平安時代に内裏の火災が多かったことに着目して、奏覧本は焼失して、現存諸本は草稿本が流布したものではないかと推定している(『後撰集撰述考』『文学語学』二号昭三一号)。

梨壺の五人

撰者 『後撰集』の撰者はいわゆる梨壺の五人―大中臣能宣・清原元輔・紀時文・坂上望城（茂樹）・源順の五人であるとされている。しかし、「撰者」ということを厳密に言えば、この五人は「撰者」ではない。『順集』に「めしおかれたる」とあるように、「召人（寄人）」として撰和歌所に候したのである。同じことを「禁制文」では「寓直の徒」と表現している。「撰者」は撰和歌所別当藤原伊尹である。奏覧本には序文が付されていたであろうが、その序文は伊尹の名で書かれていたであろう。

『後撰集』にはかの五人の歌が一首も採られていない。このことの意味は、謙遜、卑屈、自信のなさ、見識のなさなど、様々に論じられているが、かの五人を『古今集』の友則・貫之ら四人と同じ「撰者」として同列に論じてはならない。梨壺の五人は「撰者」ではなく、いわば編纂室員、編纂補助者である。「規子内親王家歌合」の判詞などで、源順が万葉集訓読のことのみを記しているのは、『後撰集』については召人にすぎないから、自分の功績としては公言できないという事情なのであろう。『後撰集』の撰集方針の大枠決定には伊尹の考えが大きく働いていると見なければなるまい。その枠のなかで、五人は撰歌作業をしたのであろう。五人は、そのような立場の者として、自分たちの歌を採ることを遠慮したのであろう。伊尹が、五人の歌も採れと言えそうできたであろうが、伊尹はそれを言わなかったということであろう。「禁制文」のことも併せ考えれば、五人の置かれた立場は、必ずしも栄光に満ちたというようなものではなかった。

五人の人選基準 撰者として―従来は召人（寄人）との区別はされていないので、既説では撰者として論じられている―梨壺の五人が選ばれたことを不適切な人選だとする見方が、古くは『八雲御抄』に見え、以後現代まで共通の認

識となっている。確かに、歌人としての力量という点では、紀時文と坂上望城とには家集もなく、勅撰集入集歌もすくない。「父が子といふばかりなり」(八雲御抄)との批評はまさにそのとおりである。ここから、撰者は梨壺の五人ではない(熊谷直春「梨壺における事業の再検討」『国文学研究』七〇集など)、あるいは後撰集撰集と万葉集訓読とにおいて役割分担があったのではないかというような疑問(村瀬敏夫「村上天皇と梨壺の五人」『和歌文学研究』七号・芦田耕一「坂上望城考」『国文学研究ノート』八号など)が提起されている。しかしながら、そのような時文・望城を選んでいるところに、当時の歌人観を見るべきであって、後世の歌人観・評価から逆に人選を批判し、延いては事実をも疑問視することはおかしなことである。

人選の基準は既に見た「禁制文」の「況や昭陽を排きて修撰の処と為し、箕裘を尋ねて寓直の徒と為すにおいてをや」にある。「箕裘」は代々の家業を継ぐことで、ここでは和歌の家柄であることを言う。和歌の家の者を求めて撰和歌所の寓直の徒、即ち寄人(召人)とした。元輔は深養父の子(一伝に孫)、能宣は頼基の子、時文は貫之の子、望城は是則の子で、いずれも錚々たる歌人の子である。順の父の挙は歌人とは言えないが、家としては詩人歌人を多く出した嵯峨源氏であり、祖父至は『伊勢物語』三九段に「天下の色好み」と評されている。順も「箕裘」の大枠には収まるであろう。

人選基準として和歌の家という観点が大きく存在していたことが明らかである以上、実作者として実力が無いということは外的批判である。実作能力のさして無い時文や望城を選んで怪しまない時代背景を、この問題では考慮しなければならない。当時は、「家風」「重代」ということを、個人の能力以上に重んじたのである。

伝 本

『後撰集』の伝本の研究は、主として松田武夫・岸上慎二・久曾神昇・小松茂美・杉谷寿郎・片桐洋一の諸氏によ

つて進められてきた。伝本の分類は、研究者によつてやや異なるが、いま杉谷寿郎氏の説に従つて記せば、大きく四系統に分けられる。即ち、(1)汎清輔本系統 (2)古本系統 (3)承保三年奥書本系統 (4)定家本系統 となる。

(1)は、平安後期に歌字の家として隆盛を誇つた六条家の藤原清輔の系統の本で、二荒山本(影印本、日本名跡叢刊・二玄社、杉谷寿郎・高橋良雄『二荒山神社本後撰和歌集』桜楓社昭和六二年)・片仮名本(影印本、昭和八年古典保存会刊)・伝慈円本・承安三年奥書本など。

(2)は、白川切・堀河具世筆本・雲州本など。

(3)は承保三年(一〇七六)の奥書を持つ本で、久曾神昇氏蔵本(小松『校本と研究』に翻刻あり)・天理図書館蔵本(『天理図書館善本叢書69』昭和五九年 杉谷寿郎解説)。

(4)は最も多く流布している。定家の校訂本で、初期の無年号から後期の天福本・嘉禎本まで、さらに幾種類かに分けられるが、通常は天福二年本を以て定家の代表とする。本書の底本も天福二年本で、定家自筆本を江戸初期に透き写しにした本である。この本については、日野西資孝『定家本三代集』に解説がある。

定家本と(1)(2)(3)の非定家本とは、本文に相当の相違があり、詞書なども単に書写時の誤りという類ではないものも多く、どちらの本文を底本として採用するかで、解釈にも違いが出てくる。本書はこれまでの流布本ということで定家本を用いたが、非定家本による注釈も今後の課題であらう。左に伝本に関する主な参考文献を挙げておく。

日野西資孝『定家本三代集』 昭和一六年 開明堂

松田武夫『勅撰和歌集の研究』 昭和一九年 日本電報通信社(パルトス社 平成元年復刊)

小松茂美『後撰和歌集 校本と研究』 昭和三六年 誠信書房

大阪女子大学国文学研究室『後撰和歌集総索引』本文総覧 大阪女子大学 昭和四〇年
久曾神昇・深谷礼子『後撰和歌集(雲州本)と研究』 昭和四三年 未刊国文資料刊行会